

「新宿小学校の過大規模校化への対応に関する代表協議会（仮称）」について（案）

1 協議会設立の趣旨

（１）設置の目的

「新宿小学校の過大規模校化への対応方策」について協議することを目的とする。

（２）協議会の位置づけ

地元関係者からなる任意団体（協議の場）とする。

（３）主な協議内容

新宿小学校の過大規模校化に伴って生じる問題点とその解消に向けた方策とする。

（４）協議期間

新宿小学校の過大規模校化への対応の検討に必要な期間とする。

2 協議会の委員

（１）委員選定の考え方

地域や保護者等の意見を幅広く吸い上げるために、地域や学校などの代表者等とする。

（２）所属等

- ・ 新宿中学校区町内自治会連絡協議会
- ・ 新宿地区部会及び問屋町自治会
- ・ 新宿中学校区青少年育成委員会
- ・ 新宿小学校地区社会体育振興会
- ・ 新宿小学校PTA
- ・ 新宿中学校PTA
- ・ 未就学児童の保護者（双葉幼稚園、新宿保育所、神明保育所）

（３）委員名簿（案） 別紙（資料B）のとおり

3 事務局 教育委員会（企画課、学事課）